

平成28年総務常任委員会概要記録

(会期中)

－ 第1号 －

○会議日時 平成28年9月8日(木) 午前9時30分～午後5時17分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	石田陽一	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	出口芳伸	委員	○	大島昌弘
〃	○	松本賢一	〃	○	村尾光子
			出席6人 欠席0人		

説明のため出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	長 勲	総務部長	山中庄一
市民生活部長	布袋田 実	会計管理者	若林早苗
総合政策課長	星野 登	市民協働推進課長	上野和憲
総務人事課長	清水光則	財政課長	梅山孝之
契約検査課長	伊沢幸男	税務課長	手塚 均
安全安心課長	篠崎安史	市民課長	所 光子
環境課長	山中利明	行政委員会事務局長	黒川 弘

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	谷田貝明夫

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

現地調査について

- ・上大領公民館
- ・市民課石橋窓口
- ・天沼排水路
- ・薬師寺交流センター防災倉庫
- ・国分寺庁舎防災倉庫
- ・新庁舎付属棟倉庫

補足説明 なし

1. 開 会
2. 概要録署名委員 松本賢一委員
3. 議 題

発言の申し出

●総合政策部長：前回説明の際の小山地区定住自立圏構想共生ビジョンの案に関する質問について小山市への照会結果について報告する。

将来像の中の「元気な人」の意味は、はつらつとした人をイメージしており、体の不自由な方を対象としないという意味ではないとのこと。

将来像の中の「どまん中」の意味は、地理的な意味ではなく中心として輝く存在を示したものである。

将来像の文言に対する責任の所在はどこかについては、国の定住自立圏要綱により、中心市である小山市が圏域全体を対象として将来像、具体的な取り組みを記載し、共生ビジョンを作成し公表することになっており、小山市に説明責任があるという見解である。小山市では9月6日から20日間の期間でパブリックコメントを実施する。

(1) 付託事件審査について

認定第1号 平成27年度下野市一般会計歳入歳出決算認定について

【所管関係部分】

質疑・意見

[歳入]

1款1項 市民税

- 大島委員：不納欠損額が707件との説明があり、個人市民税も固定資産税も共に1,000万円を超えている。予算を組むうえで不納欠損額を想定しているのか。また該当する個人の方は毎年常態化しているか。
- 税務課長：予算上想定はしていない。滞納繰越が常態化しているケースもあるが、不納欠損については地方税法により執行停止3年継続、即時欠損、消滅時効とあり、この法律、制度に基づき処理をしている。
- 村尾委員：不納欠損額が2,306万円とあり、監査委員の報告によると1,378万円ほど前年より減っているとのことであるが、その理由について見解を伺う。
- 税務課長：今回の不納欠損における一番の要因は、消滅時効によるケースが大幅に減少したことによる。景気の上向き傾向により滞納者が減り徴収率も上昇し、滞納者においては分納制約を結び少しずつ納めていただいている。税の公平性からもなるべく時効の形はとらずに、分納制約を継続して働きかけている。また、26年度には大口の滞納者が多かったことも要因である。
- 村尾委員：大変努力された成果であると理解する。
- 村尾委員：都市計画税が4億7000万円ほど入っており、付属資料に充当先が出ているが、配分はどういう判断に基づくものか。
- 財政課長：項目ごとに、市道維持管理事業に関する決算額を市街化区域内の道路と区域外の道路に案分している。公園についても同じく事業費を案分している。市街化区域内の市債元金償還費は、市街化区域内整備にかかる起債の償還額を算出している。以上3点を充当し、都市計画税決算額から差し引き、残額を仁良川地区土地区画整理事業、公共下水道事業に案分し振り分けている。
- 村尾委員：市道と公園は、市街化区域内と区域外について案分したと言われた。市債元金償還費は何と言ったのか。769万とあるのは、ふるさと融資資金償還金の部分がここに入っているだけかと思ったが。

- 財政課長：これまで市街化区域内の整備に起こした起債の償還金の全額を当てている。769万円はふるさと融資の額になる。
- 村尾委員：6,160万円が市街化区域整備費の償還分の全額だということですね。割合は、計算の結果の割合に過ぎないということか。
- 財政課長：それぞれの事業について、ただ今説明した方法で充当振り分けをして、その結果、事業費に対する割合になる。
- 出口委員：ふるさと納税に関する市県民税の流出の件は、市民税の個人のところでもよろしいか。寄付に伴い、歳入がその分不足するという点に関しては、この部分でもよろしいか。(はいの声あり)
- 出口委員：控除額のことか。(はいの声あり)
- 出口委員：減った分に関して。新聞報道によるが、県外に3千数百万円の流出があったと。それで、この個人住民税が軽減された対象の人数は示せるか。
- 税務課長：656人である。
- 出口委員：これは、ほかの自治体に寄付された方の数でもよろしいか。
- 税務課長：お見込みのとおり他自治体に寄付された方の人数である。
- 出口委員：そうすると、1人当たりの平均は5万くらいか。
- 税務課長：お見込みのとおり。
- 出口委員：地域ごとの傾向みたいなものはあるか。市内において、この地区が比較的多いとか、そういう傾向はみられるか。
- 税務課長：地域の傾向としては、いわゆるグリーンタウン地域の方が比較的多くなっている。
- 出口委員：今回、小谷野議員がふるさと納税に関する一般質問をして、それに対して、市長が、返礼品を工夫したり、サイトを活用したりして対応するということがあったが、私個人としては、あの地区は、自治医科大学というある種特殊な、全国の各自治体から職員も学生も来ているという、その辺が原因であったら下野市に特有なこういう現象はもちろん起きるわけであるし、返礼品を工夫して全部解消できる問題でもないのかなど。もちろん縮めた方が良いのだけれども。そういった構造的な問題があるということ把握した上で、返礼品の問題等に取り組んでいただきたいという、要望も兼ねての質問であったのだが、その辺はどうお考えか。

●総務部長：確かに、下野市は高所得者の方や医療関係の方もいる。そして、他県から自治医大へ来て、また外へ出ていく方もいる。ここに住まいを構えている方もいる。ということで、多くの方がふるさと納税を理解されて寄付されているのだろうなと思いつつも、やはり少し偏っているかなというところがある。返礼品によって寄付を誘導するというのも今まではあったかと思うが、これからは物ではなくて、こと、内容とか、それから下野市に対して愛着を持っていただく、下野市の大学を卒業されて、他のところで開業されるとか、そういう所得を上げる方がいて、下野市に対して非常に愛着を持って応援したいなと思っただけのような仕組みを考えていくことも必要と考える。今までは、返礼品の競争は本当に正しくないとも考えていて、ただ、下野市にはいろんな、限られた環境の中ではあるが、農産物は良いし、住んでいただきたいというような良い環境もあるということも含めて、市内全体の、庁舎全体の中で工夫をしピーアールを進めることは大切である。3,700万円度、外に出て行ってしまっただけでは、それで、可能な限りそれが本当に同じくらいの内容になればと考えている。そういう対応を考えて、ふるさと納税に臨んでいきたい。

○村尾委員：ふるさと納税に関連し、後から出てくる受け入れ額はそんなに変わっていないが、27年度分の流出額は3,000万円を超えるということは、急に増えているような気がする。ここ数年の傾向はいかがか。なぜ、このような大きな赤字が発生したのか。

●総務部長：27年度に制度が変わり、非常に簡便になった。それから控除額が倍になったという事情もある。また、制度改正と併せて、他市町では先ほど言った返礼品の競争というか、すごい返礼率と言うか、例えば1万円もらったら7千円返してしまうとか、それでは本当にどうなのかなと思いつつも、下野市はまじめすぎるほどまじめに制度上に従っているんで、その辺で遅れを取っているのかなと考えている。

○村尾委員：額の変化は。

●財政課長：下野市も急激に増えているわけであるが、ただいま総務部長からも話があったとおり、制度の改正等により、全国的にも平成26年度については388億であったのが、平成27年度には1,653億と4倍超に急増しているところである。そういった傾向が本市にも同じように見られていると考えている。

6 款 1 項 地方消費税交付金

- 大島委員：個人消費が低迷している中で個人消費税の前年比の伸びを伺う。
- 財政課長：予算額 7 億 7000 万円に対し、収入額 11 億 1000 円と増えているが、消費税 5%から 8%に率が上がったことによる。8%のうちの 1.7%は、地方への交付になる。そのうち 2分の 1 は県、2分の 1 は市となるが、具体的な消費の内容までは把握していない。
- 村尾委員：かつて配分について聞いた時に、一律であるとのことであった。経費と消費税から配分の割合を計算すると率が違っていたので伺う。
- 財政課長：経費から特定財源を引き、残りの一般財源について一律に配分したものである。
- 村尾委員：何を拡充させたのか、新たなことは何ができたのかということをも市民に分かったほうが将来的に上がっていくことは決まり切っているので、やはり社会保障に使っているのだということがわかるためにも一律の配分ではなくて、事業を特定することはできないのか。
- 財政課長：平成 26 年 1 月総務省通知によると、消費税の引き上げの趣旨として、主として今後の増加が見込まれる社会保障 4 経費の財源確保に充てるとされている。今回個別の事業でいうと、88 事業に充てている。詳細にすると表が膨大になり、結局は同じ率で案分するので、国が示した様式に倣っている。引き上げ分の地方消費税交付金についても、これをもって施策のほうを肥大化するのでなく財源の確保に充てろということであるので現時点ではこのような形をとらせていただいている。
- 村尾委員：国は新たな社会保障的な事業を求めているのではないと、将来不足するであろうからそこに充てなさいという感じであるのか。
- 総務部長：現在社会全体として抱えている年金、医療、介護、子育て、これは重点事業と考えている。予算全体の中で溶け込ませているが、4つの重要な事業に特化していると考えている。
- 村尾委員：将来的には、この財源がある限りは、4つの分野については施策が乏しくなることはないと考えてよろしいか。
- 総務部長：予算が乏しくなるかとのことには予想つかないが、可能な限り充当

し、重点に事業を進めていきたいと思う。

15 款 3 項 2 目 1 節 社会福祉費委託金

○大島委員：基礎年金事務費委託金に関して、対象人数を伺う。

●市民課長：対象者は20歳以上の国民年金の方ということであるが、人数は把握していない。

○大島委員：後程報告いただきたい。（はいの声あり）

16 款 2 項 3 目 2 節 環境衛生費補助金

○村尾委員：2節 環境衛生費補助金の再生可能エネルギー等導入支援事業費補助金は、各世帯が太陽光発電を設置する時に補助するものか。

●環境課長：再生可能エネルギー等導入支援事業費補助金は、有事に備えた避難場所やアクセスする遊歩道に太陽光照明をそれぞれ設置するものであり、27年度においては、石橋体育センターに6基、国分寺運動公園に6基、ゆうゆう館に5基の全部で17基、1基当たり100万円で、合計1,700万円が補助金として収入に計上されている。

17 款 2 項 1 目 1 節 土地売払収入

○大島委員：市有地売払収入は、何ヵ所か。

●総務人事課長：3件あり、普通財産、市の市有地になる。下古山地区で1ヵ所667万円、本吉田地区で1ヵ所2万600円、小金井地区で1ヵ所480万5,000円、計1,149万5,060円である。

●総務人事課長：下古山地区の地目は宅地、小金井地区が同じく宅地、本吉田地区の地目は畑である。

○出口委員：関連として、現況は何であったか。

●総務部長：過去には土地の収用の関係で、残地として畑が出た。それを畑として市が所有し、それを耕作者に貸していたということで、畑のまま買収していただいた。

○出口委員：今の質問で、畑の一部ではなくて、その部分を全部売ったということか。

●総務部長：畑については本吉田 1207 番地で、全体が畑であり、面積が 245 平米ということである。

○磯辺副委員長：下古山と小金井の宅地の状況を伺う。

●総務部長：両方とも区画整理後の付保留地や、条件の関係で宅地の部分が残りが買収が滞っていた部分を買収していただいたということで、宅地として使っていただくものである。

○磯辺副委員長：これらの土地はひとまとまりではなく、ばらばらなものか。

●総務部長：下古山三丁目と小金井五丁目、それぞれ一筆ずつである。

○磯辺副委員長：これは公に募集して買っていたいただいているのか。

●総務部長：こちらについては公売などの公に売るものではなく、あくまでも宅地があってその隣に残地があったということである。通常では最初の区画整理の完了時に買っていただくということが理想ではあるが、なかなか買えなかったが、時期が来たということで買収していただいた。

○磯辺副委員長：宅地としては面積があまり大きくはないと思うが。

●総務部長：下古山三丁目は 142 平米の一宅地であり、墓地跡であった。小金井五丁目は付保留地ということで 97 平米の細長い不整形の土地であり使い勝手の悪い所であるが、買っていただいて市の収入になった。

○磯辺副委員長：買い手は個人で交渉したものなのか。

●総務部長：市は常々遊休地を売って収入にしたい—それがあることによって管理料がかかるので、できるだけ早く売りたいという旨で、付保留地に関しては隣地の方に買収を促したり、一宅地で売りづらいとことは広報などに出して買っていただけたところであれば、交渉をするというやり方で売る方向で、今後そのようにしていきたいと考えている。

○石田委員長：定期的に売り出しているわけではないのか。

●総務人事課長：宅地公売についてはホームページに随時掲載し、購入希望があった場合にお売りするという形を取っている。

○石田委員長：下古山の区画整理地内には今でもまだあると思う。自ずから買ってくれたのか。

●総務部長：専門の業者がいると思う。売り時や買い時に探す業者もいるし、こちらからある程度関連がある業者には情報を提供して買っていただけるよう進

めている。あくまでも遊休地を早く処分したいという趣旨で行っている。

17 款 2 項 2 目 物品売払収入

○村尾委員：物品売払収入の中身は何か。私有バスか。

●総務人事課長：公用車 4 台をヤフーオークションで公売したものである。内容については、バスが 1 台で 417 万 6,900 円、エキスパート 5 万 9,000 円、ハイエース 55 万 6,000 円、トヨエース 66 万 6,100 円、計 545 万 8,000 円となる。

○村尾委員：収入については了解した。バスを 1 台売ってしまって市有バスが 2 台という現状であるが、それで運用は充分であるのか。バスの希望が殺到しているとか、そういうことはないのか。

●総務人事課長：稼働状況であるが、3 台の時は平均すると 1 台当たり 30% の稼働率であったため、1 台を廃車しても残り 2 台で 3 台分の稼働率を保持できるということで 1 台を廃車したものである。

22 款 1 項 延滞金、加算金及び過料

○村尾委員：延滞金は市税の収入にはならないのか。

●税務課長：市税収入にはならない。

○村尾委員：利子相当分なのか。

●税務課長：延滞による利息相当になる。件数は市民税の現年分が 107 件、滞納繰越分が 1,195 件、固定資産税等では法人市民税 9 件、固定資産税 1,253 件、軽自動車税 58 件であった。

○出口委員：過料がないが、相当する事案がなかったということか。あったかどうか分からないがスルーしたか。

●税務課長：条例等を確認してから報告する。

22 款 4 項 3 目 雑入

○村尾委員：栃木県との相互交流派遣職員費負担分は、市から栃木県に行かれた職員の給料分という理解でよいか。

●総務人事課長：派遣者についての負担金ということになるが、該当者については栃木県障害福祉課に派遣している職員 1 名分である。

○村尾委員：それでは、相互交流なので県から来ていただいている職員の分は歳出で出てくるということか。

●総務人事課長：歳出2款1項1目の負担金の中にある。職員は商工観光課に配属している。

○大島委員：法定外控除事務手数料に該当する事務はどのようなものがあるのか。

●総務人事課長：給与支給の際の控除手数料となり、保険料などである。控除額の100分の3が事務費として保険会社から支払われる。対象としては生命保険会社8社、損害保険会社3社、労生協1社と契約をしており、給与から天引きして保険会社に支払っている分の100分の3が手数料として収入となる。

○松本委員：下野市デマンドバス運行事業事務費について伺う。

●安全安心課長：地域公共交通確保維持事業ということでデマンド交通の委託を受けた事業者が赤字補てん分として国土交通省から補助金を受ける。デマンド交通を運行する中での経常経費—実際の金額では5741万9000円であり、運賃収入—約1018万4000円—を差し引いた額、4723万5000円が赤字ということになる。これについて国土交通省の補助を受ける。算定については国土交通省で決めた単価で算出され、最終的に下野市分として1172万6000円の補助であった。この事業自体は上三川町と事業者が同一であるため、上三川町分では約400万円の助成を受けている。市は事業者に対して委託費を支払っている。それに運賃収入自体は運行事業者に入る。事業者が国からの助成を受ければダブってしまうので、その分を市に戻してもらっている。

○出口委員：栃木県市町村振興協会市町村交付金について、これに対する負担金はあるのか。

●財政課長：市町村自治宝くじの収益金を市町村に交付金あるいは基金として貸し付け事業を行っているものであり、市が負担金を納めているということはないと思う。事業内容であるが、市町村振興宝くじとしてオータムジャンボの収益金、県内で2億7300万円であったが、その3.43%が市に交付された。市は住宅用太陽光発電システムの補助金の事業に充てている。

発言の申し出

●市民課長：先ほど大島委員から質問のあった基礎年金関係について、事務費委

託金は、人数に関係なく、人件費、物件費等についての補助金である。国民年金機構が把握している数字は、27年3月末現在で、第1号被保険者が8,366人、60過ぎの任意加入が55名、8,421名になる。第3号被保険者が5,066名、計13,487名である。

- 税務課長：先ほど出口委員から質問のあった、延滞金、加算金及び過料について、過料については無であった。

[歳出]

一般職給与費

- 出口委員：監査委員の報告の中で、職員の時間外勤務手当が1億円近くある。ここ数年増加の傾向である。一般会計の9596万4167円。対象者は何人か。
- 総務人事課長：平成27年度当初は202名が対象となっている。
- 出口委員：職員数は。
- 総務人事課長：平成27年度は367名である。
- 出口委員：202名の平均の額は。時間数でもよい。
- 総務人事課長：時間数で平均201.3時間になる。金額は、把握していない。
- 出口委員：多い人の傾向、職名、役職は。
- 総務人事課長：副主幹以下の役職に支給される。そのため40歳くらいの年代層が一番高額になる。
- 出口委員：部署による傾向はあるか。
- 総務人事課長：部署によりかなり大きな差がある。去年は、安全安心課が災害の影響が多かった。新庁舎準備室、財政課と続く。
- 出口委員：1億円は危惧するところであるが、新庁舎への移転に伴う作業が関係しているのか。
- 総務人事課長：原因としては、庁舎移転準備、自然災害によるもの、去年は総合計画など計画策定が多かったことによる時間外の増が考えられる。
- 村尾委員：時差出勤の成果は表れているか。また今後の方策はあるか。
- 総務人事課長：対象となるのは全課にわたるわけではなく、時差出勤が必要な課であり、市民課窓口の延長業務や健康増進課の検診などである。全庁的にうまく活用するまでには至っていないので今後検討させていただきたい。

○村尾委員：全庁的にやるためにはどのようなことが必要になるのか。実証実験など必要になるのか。

●総務人事課長：窓口延長など定期的なものには扱いやすい制度であるが、今日明日といった急なものに対応するのは難しい。

○村尾委員：部分的ではあるが、時差出勤の制度は、時間外勤務の偏りには提言になっているのか。

●総務人事課長：大きくはないが時間外勤務の縮減につながっていると思われる。

2 款 1 項 1 目 一般管理費

○大島委員：市政施行 10 周年記念事業における市歌制定について、CD 作成業務が 337 万 4400 円であるが、総制作数と配布枚数を伺う。

●総務人事課長：切手は 1,000 枚作成し、残数 150 枚ほどである。

○大島委員：オリジナル切手を公文書に貼り、PR などを行った事例はあるか。

●総務人事課長：1,000 シート作成し、残数 100 程度である。市の公文書は後納郵便をとなっており、ほぼ切手は使用していない。

○大島委員：100 シートも残っているのであれば、ふるさと納税をしていただいた方への礼状等に使ったらよろしいのではないか。また、売らないのか。

●総務人事課長：購入希望者もいるため、手元に残しておかなければならないこともあるが、検討させていただきたい。

○松本委員：市政施行 10 周年記念市民提案事業はなかなか使い勝手が悪いということがあります、お囃子の太鼓の補修費には 2 万円までの制限があったりして使えなかったりするが。

●市民協働推進課長：ご質問の事業は、市民活動補助事業だと思われる。事業補助である為、修繕については要綱にある規定どおりでご了承いただきたい。

2 款 1 項 3 目 広聴広報費

○村尾委員：27 年度までもつけサタデーモーニングをやっていたが、これまでの成果をどのように評価されているか。

●総合政策課長：初めは臨時雇用の人件費補助を財源にした。費用対効果では、リスナー数を把握しにくいといった課題もあり、クイズや川柳募集により、リ

スナーの数を把握した。監査の指摘もあり、動画再生回数がかかるユーチューブに移行し、平成 28 年度からは毎月、下野市のセールスを盛り込んだ 5 つの動画を発信している。

○磯辺副委員長：「いいね」マークはどのくらいか。

●総合政策課長：ユーチューブの「いいね」のほか、ユーチューブをフェイスブックにシェアさせた「いいね」もある。数は把握していないが、日々、数件の表示がある。

○磯辺副委員長：動画を作成しているのは、市職員か。委託か。市民から自作の動画を投稿してもらうとかの方法もあるのではないか。

●総合政策課長：(株)博報サービスに委託している。職員が適時、動画内容の作成協議をしている。動画の投稿も取り入れられるよう打ち合わせしていきたい。

○磯辺副委員長：広報しもつけの発行部数、行政カレンダーの発行部数について、下野市の世帯数は、およそ 2 万 1000 から 2 万 3000 ではないかと。発行部数が、最初から足りないのではないか。

●総合政策課長：各自治会の世帯数分の配布が約 1 万 6000 部、コンビニエンスストア、集合住宅等への配布が 1,400 部、自治会に加入されない方々を対象に公共施設等に 900 部程度、計 1 万 8300 部が発行部数である。

○磯辺副委員長：最初から作らない理由は。

●総合政策課長：実際の世帯数との差は、一つには自治医科大学の学生にはまとめて配布している。また、自治会未加入の方々へは、公共施設等に配布し、また希望により郵送している。

○磯辺副委員長：大学に送付するのは、どの部分に含まれるのか。

●総合政策課長：公共施設等の 900 部に含まれる。

○磯辺副委員長：作ったものをどう配布するのかわかったが、最初から少なく印刷している部分についての考えを聞きたい。届けなくてもよいと考えているのか、届ける方法がないからなのか考えを伺いたい。

●総合政策課長：500 部の差については、今後、分析し検討したい。ホームページに掲載しているので、紙はいらないという方もいる。

○磯辺副委員長：ホームページを見てくださいますと、500 の差は埋められないのではないかと。地方自治法 10 条では、その属する市の役務の提供を等しく受け

る権利を有しているとあり、自治会に加入していない方にもこのサービスをお届けしなければいけないのではないかと。市が考え付く配達の方法は、誰かを雇って配達する方法もなくはない。自治会の役員ができないため、自治会を抜ける高齢者が多い。広報誌は大切な情報がたくさん載っているのに、何とかそろそろ考えなくてはならないのではないかと。もう見過ごせない差額ではないかと。

●総合政策部長：個人の意思の把握は困難ではあるが、現在も個人的に欲する方には郵送で送っていることもあるので、個人の意思を何らかの方法でくみ取れるような方策を今後検討していきたい。

○村尾委員：「市長のいきいきタウントーク」の開催実績が3会場で149名、5年間で2回開催したものだと思うが、このうち職員の顔ぶれがたくさん見られるが、純粹に市民の方はどのくらいであったか。

●総合政策課長：職員も一市民として参加しており20名程度参加した。市長のタウントークでは、財政や市情報のお知らせや意見交換等があるので、職員にも参加するよう促した。

○村尾委員：そういう働きかけがあって職員の出席率が高いのだろうと思うが、各会場20人くらいというと、これはもしかすると5割近く職員か、5割まではいかないか。職員が全般的な市の状況を知らなくてはいけないと思うので、来てはいけないとは思っていないし、大いに参加していただきたいと思うが、もっと普通の市民の方が参加しやすくなる雰囲気づくりが必要だと思う。そのためには、意見交換というよりも説明の時間が結構多いので、かなり配慮はされているようではあるが、要望をお伝えする方もどちらかという固定化しているような気がする。であるならば、やはり何かテーマを決めて、この点について皆さんと話し合いたいと、そういった手法をそろそろ考えた方が良く思うが、これについてはどういう評価と反省、今後の展開を考えているのか。

●総合政策課長：多くの市民の方が参加しやすいような催しにすべく、アンケートを踏まえて、議論し、少しずつ改善改良しているが、参加数の大きな増までには至っていない。市PTA連絡協議会などに、通知したところ、参加の数が増えた。委員のご指摘のように、テーマを決めてという手法なども検討していきたい。

2 款 1 項 4 目 財産管理費

○出口委員： 公用車管理事業について伺う。平成 27 年 3 月に行われた第 1 回定例会の総務常任委員会の審査の中で、新庁舎の完成に伴う公用車の整備計画についての問いがあり、その時の答弁が新庁舎における公用車は 80 台の予定ということだったが、附属資料を見ると 97 台となっているが、増えた理由と稼働状況の 2 点について伺う。

●総務人事課長： 97 台とあるが、これは市庁舎と、保育園とか外部にある施設にある公用車を含めて 97 台ということになる。市庁舎にあるのは 80 台ということになり、残りの 17 台は外部の施設のものである。外部施設の分の運用実績は把握していない。

○出口委員： では 80 台について、使用状況について、すべての車がフル稼働しているわけではないので、分庁舎ではなくなり、使われていない車もあるのかと思ったりするが。さっき、バスについては稼働率何パーセントと出ていたが、それは出ないか。

●総務人事課長： 市バスのように何日で何パーセントといった稼働状況は把握していないが、予約表を見た実感としては、今週だったら来週の分はもう埋まっているという状況であり、公用車については、ほぼ 90%以上稼働している状況だと思う。はっきりした率は言えないが、ほぼ毎日予定で埋まっているという状況である。

○村尾委員： 土地管理事業について、附属資料には「庁舎に付随する借地の賃貸借業務を行った」とあるが、これは旧国分寺庁舎にまつわるものなのか、それとも新庁舎周辺のものなのか。

●総務人事課長： こちらについては、駐車場借上げ 13 件ということで、新庁舎というよりは、旧石橋庁舎と旧国分寺庁舎等の職員駐車場、その他公民館の南駐車場、薬師寺小の入口等、職員駐車場のほか関連する土地について、借りたものである。

○村尾委員： そうすると、28 年度に新庁舎へ移転後は、国分寺庁舎と石橋庁舎にまつわるものは、もう契約を停止することになるのか。このうち減るものが何件かあるということによろしいか。

●総務人事課長： 28 年度のことですが、こちらについては全部ではないが、不

要となった国分寺庁舎と石橋庁舎の職員駐車場については、解約している。

○村尾委員： 公用車購入事業で、附属資料にスポーツトラクター 2 台とあるが、これは普通のトラクターと違うものなのか。

●総務人事課長： こちらについてはスポーツ振興課で管理している、運動公園を管理する目的のトラクターになる。

○磯辺副委員長： 公共施設整備基金費で、4 億円くらい積み立てている。今回の 28 年度一般会計補正予算でも、確か公共施設整備費に積み立てたかと思うが、財政調整基金とか減債基金に積み立てないのは何か理由があつてのこととは思うが、具体的にはどういうことか。

●財政課長： こちらについては、今までは財政調整基金、あるいは減債基金の方への積み立てが多かったわけであるが、今後公共施設等総合管理事業マネジメント計画において、施設の維持管理費が必要になると。それに備えるために一定の財政調整基金、減債基金等を確保しながら、今後の事業に対応するために公共施設整備基金への積み立てを、27 年度、今年度の補正予算の方にもあるが、そちらの方へも積み立てるように努めているところである。

○磯辺委員： 公共施設整備基金というのは、新しく整備するだけでなく、メンテナンスにも使える基金であるのか。

●財政課長： お見込みのとおり、維持管理のための修繕改修等、あるいは施設の統廃合・集約のための改修といったものが今後予想されるので、そのようなことに使いたいと思っている。

○磯辺副委員長： 電子入札事業について、契約関係事業に入っているのか。

●契約検査課長： 契約関係事業の中に、含まれている。事業的には、契約関係事業が 1 つ、細事業で契約関係事業と電子入札事業の 2 つである。

○磯辺副委員長： では、電子入札事業について伺う。電子入札事業は、「入札による競争性・透明性を確保するため、件数の多い工事・コンサル・役務の入札について、電子通信方式により執行した」と附属資料に書いてあるが、この電子入札事業というのは、全部の入札のうち何件くらい行ったのか。また、電子入札の平均落札率を伺う。

●契約検査課長： 平成 27 年度に契約検査課で執行した入札件数は、工事・役

務・物品・コンサル等を含めて全部で 334 件であり、そのうち電子入札で執行したものは 264 件であった。内訳としては、工事が 157 件、コンサルが 54 件、役務が 53 件である。落札率は、工事で言うと、全部電子入札であり、額ベースで平均 94.97 である。コンサルについては 54 件、92.98%。役務については紙入札もあるが、役務全体で 88.92%。物品購入等についてはすべて紙入札であるが、額ベースで 82.02%ということになる。これらを 1 件ごとの額ベースの率を足して総件数で割ったもの、率平均で言うと、建設工事等は 94.61%、コンサルについては 92.89%、役務については 88.78%、物品については 88.69%。平均的には率ベースでは、92.18%。額ベースでは 93.35%ということになっている。

○磯辺副委員長： ただいまの平均落札率は、電子入札のみであるか。紙といていたが。

●契約検査課長： 今申し上げた落札率は、業務ごとにすべての案件の平均であり、工事とコンサルはすべて電子入札で執行しているが、役務と物品については電子または紙入札により、業者が来て執行するもあるので、役務と物品についてはその合計になっている。

○磯辺副委員長： 工事の電子入札で行ったもののうち、最高と最低についてはわかるか。

●契約検査課長： 建設工事で発注したもので一番高かった落札率は、額ベースで 98.98%である。一番低かったものは 85.00%である。

○磯辺副委員長： 競争性・透明性を確保するために電子入札を行っているということであるが、この電子入札事業の導入によって、このことに貢献できたかどうか。どのように考えているのか。

●契約検査課長： 電子入札の場合に、当市は工事では、事後審査型の一般競争入札を行っているので、指名のように最初から参加できる業者が限られているということではない。また、電子の場合は工事の確認のための設計書とかそういうものを閲覧するために集まるということもないので、透明性ということについては貢献していると考えている。

○磯辺副委員長： 競争性についてはいかがか。

●契約検査課長： 競争性についても、どの業者が参加するのかわからないので、

競争性についても貢献できていると考えている。

○磯辺副委員長： もう 1 点。誰か議場で質問していた気もするが、薬師寺交流センターを合併特例債で建てたが、保健福祉施設の整備基金はどのようにするのか、既に決まっているのか。もう一つ、庁舎等整備基金もあるが、庁舎はもう建ってしまっているが。

●財政課長： こちらの基金については、きらら館・ふれあい館の今後発生するであろう改修費用に使っていかうということで、前に話が出ていたかと思う。それと、庁舎建設基金については、基金を崩さずにすべて合併特例債で整備したところであるが、庁舎建設のため借入れをした合併特例債の償還に充てていくと、毎年償還金に繰り入れていくことで考えている。

○村尾委員： 基金について何う。東日本大震災復興推進基金は、今回取り崩してなくなったわけだが、在宅被災者の方はまだ市内にお住まいになっていると思うが、そういう方々は今どういった支援を受けているのか。市からの、市をとおしての支援事業というのは何もなされていないのか。どのくらいの方がおられるのか。

●財政課長： 下野市への避難者の水道・下水道の使用料の負担ということで使っていたり、交流事業などの費用に使うなど、あとはいろいろな災害の施設整備、その辺の必要な事業については、各部署で実施しているものと思っている。

○村尾委員： 今、在宅避難者の方は市内にどのくらいの方が住んでいられるのか。また、現在何か支援していることはあるか。

●安全安心課長： あじさい会という団体があり、補助金を出しているとか、そういうことはないが、事務的に手伝っているということはある。詳細については後程報告したい。

○磯辺副委員長： 先ほどの庁舎等整備基金の今後の使い方について、庁舎を建設した時の費用のこれからの償還に使うということであるが、庁舎等整備基金のまま償還に使っていくということか。庁舎等整備基金の目的は、庁舎等を整備する目的の基金であるので、このままここから一般会計に出すということではできないのではないかと思ったが、これを違う基金に振り替えたりする作業をするのか。減債基金に入れるとか。

●総務部長： 庁舎等整備基金については、庁舎を建設する上で最初に積み立て

をしたということである。今は完了したので、今度はその償還に対してこの基金をすべて使っていく計画で、償還計画を考えていく。他のものに、何かの設備を作るためにこの基金を切り替えるとか、そのようなことは考えていない。

○磯辺副委員長： 庁舎等整備基金の名前のまま償還に使っていいのか。庁舎等整備基金の条例か何かを読まないといけないが、目的は整備基金なので、例えば減債基金に入れてしまったりしなくても、償還に使えるようになっているのか。

●総務部長： 庁舎建設のくくりの中で基金を作っているのだから、その償還に使うということで、名称を変える必要はないということである。

○磯辺副委員長： 名称を変えないでということか。

●財政課長： 変えないでということである。逆にその方が区別がつくという考えである。

○村尾委員： ただいまのところ、かつては旧庁舎を整備する、つまり国分寺と石橋は廃止されている、もう使われていないわけで、それを取り壊していくのもこの庁舎等整備基金を活用するようなことを伺ったような気がするが、それはもうないのか。

●財政課長： 現時点においては、庁舎等整備基金全額を新庁舎の整備に要した起債の償還にということ考えている。

2 款 1 項 7 目 企画費

○磯辺委員： 第二次総合計画策定事業について、先日継続費で完結したので、1,060 万 5,600 円という報告があった。それで2年のうちの1年分がここに載っている590 万 4600 円ということである。総合計画を作るのに1,000 万円以上の費用がかかることへの説明を求める。コンサルタントに掛る費用を積算する時に一体何がこんなに高額になるのか説明してほしい。積算書で一番多くを占めるのは何か。市の職員も一緒になって作っているにもかかわらずコンサルタントにこんなに払わなければならないのは何故か。この計画策定の一体どの部分をやってくれているのか。作成にあたり、土曜日に出勤したりと、頑張っていた職員もいたと思うが。だから、コンサルはいったい何をするのか。何のために1,000 万円もかかっていたのか、納得できない。

●総合政策課長： 第二次総合計画策定のコンサルは県外にあるランドブレイン株式会社である。一番多いのは人件費であり、総合計画策定審議会の支援などがある。審議会での意見の記録だけでなく、意見の分析等を国、或いは全国の自治体情報と照合し分析した結果を報告してもらった。審議会ごとに打ち合わせをしながら、計画の素案を作っていた。審議会のほかに、市民ニーズを拾うために、懇談会といったところへの支援もお願いしている。コンサルのスタッフが出席する人件費には、旅費支弁も加味されていると考えている。コンサルについては、プロポーザル方式を採用して決めた。

○磯辺委員： 人件費の時給はいくらくらいか。

●総合政策課長： コンサルから出される見積書、仕様書には、時給の表示はないと思う。スタッフ何名でいくらというような表示しかない。

○磯辺委員： もっと詳しく聞きたいが、時間がないので。でも、担当者としては、何人が何時間くらい働いたとか、このくらいの時給で働いてもらったのだとかいう把握はしても良いのではないか。多分アンケートもやってもらったと思うが。何人で何時間働いてこれだけの成果物を作っていたということになっていくと思うが。見積書を見れば、また違うかとは思いますが。特に総合計画は値段も高いものなので、すごく気になる。職員も相当な部分をカバーしているはずなのに、こんなに払うのは悔しい感じがするので質問した。

○村尾委員： 附属資料に、総合計画推進事業の中に市民評価委員報酬というのが出ており、行政改革推進事業の中に行政改革推進委員報酬が出ている。これは、同じ人が重なっているのかなという感じがするが。行政改革の方は1回だけ、市民評価委員は6回ということになっているが、これは、総合計画策定に関わるものか。簡潔に説明願いたい。

●総合政策課長： 二つの事業の委員は同じである。総合計画推進事業は、総合計画の進行管理の部分の市民評価、事務事業評価である。市民評価委員会である。行政改革推進事業については、同じ委員をお願いしている。行財政改革の切り口で評価をし、意見をいただいている。こちらが行政改革推進委員会である。

○村尾委員： これまでの行革推進委員の会議は、事務事業のヒアリングなどがあるが、年に何回かやっていたような気がするが、ここに1回と書いてある。

27 年度の場合にはこちらの評価をする場合には 1 回で済んだということになるのか。それともこちらの市民評価委員会の報酬を重ねて、同日に開催したと言われた気がしたが、こちらに算入されている部分もあるのか。

- 総合政策課長：市民評価委員会は 10 月から 1 月にかけて 6 回の実施である。行政改革推進委員会は、昨年 8 月に 1 回実施した。事務事業評価の妥当性の評価と併せ進めさせていただいた。総合計画が 6 回、行政改革が 1 回ということで割り振りした。

2 款 1 項 9 目 公平委員会費

○村尾委員：職員団体の登録等を行うとあるが、どのような意味か。

- 行政委員会事務局長：会議の案件事項として市職員の協議会—市職員労働組合の登録関係についても公平委員会の議題として取り上げている。市職員の不利益処分に対する不服申し立ての審査もあるため、その中で市職員労働組合の不服申し立てもあるので、その関連から協議会、労働組合の登録も合わせて実施している。また、登録変更がされた場合も公平委員会の中で議案として取り上げている。

○村尾委員：公職にある人の団体の登録ということだがどこに登録するのか。公平委員会に登録するのか。

- 行政委員会事務局長：公平委員会の中に登録簿があり、そこに登録している。

2 款 1 項 12 目 市内公共交通推進費

○松本委員：市内公共交通運行事業について、一昨年くらいまではあまりなかったが、最近苦情が多く聞こえる。交通弱者、高齢者の交通手段ということで大変期待をしているわけであるが、苦情は寄せられているか。

- 安全安心課長：昨年度は 2 万 9488 人と多くの方が利用している。やはり利用する方の時間が重なってしまう。9 時、10 時便に利用が集中する傾向があり、それによる苦情がある。乗車人数がある程度決まっているので—2 週間前から予約はできるのだが—その中で申し込み順により乗れない方が出てしまう。そのような場合には次の便や別の曜日などをお願いしている。利用者が増えてくれば当然あることであり、デマンドバスが 1 時間に 1 便なので、そのために増

便したり、台数を増やすといいことは今のところ考えていない。

○松本委員：できれば混む時間帯に便を増やしていただければ。免許返納者に対しても一回数券を交付しているが—この時間では乗れませんとなつては、優しくない。せっかくのいい事業が光らない事業になってしまうので、増便をするなどして混む時間帯の緩和を図っていただければと思う。また、運転手が優しくない—病院の反対側に下ろされてしまったなど—など、いろいろ聞くので、その辺のところを事業者に徹底していただければと思う。

○石田委員長：どうしても1台で間に合わない場合にはタクシーも運行させるとあったが、そのような例は現在あるのか。

●安全安心課長：昨年までは利用者増を図るという意味で、バスは各地区に1台ずつ配備されているが、たまたま他の地区で予約がなかった場合に応援に来てもらうとか、そのようなことをしていた。今年度からは利用者が増えていることもあり、このようなことが無理な状況である。また、デマンドのワゴン車のほかに一般のタクシーを使ったということも実際にはある。運行の見直しを図り今年度からは行っていない。

○石田委員長：28年度からはやらないと。間に合うのであればいいのだけれど、間に合わないのであれば、そういうやり方もしますよということで入札に参加してきたのだから、何年か経ったらもうやりませんよ、このバス以外は運行しませんよというのちょっと不思議なので、元に戻した考え方もよく検討しながら、交通弱者を助けるという制度なので、その辺をよろしく検討願いたい。

○松本委員：利用者が5人しか乗っていなくても乗せないというような状況もあったということで大変危惧している。9人まで乗れるのでその辺のところを徹底して受付のほうに言っていただくように。市はいい事業を推進しているのだという形でお願いしたい。

●市民生活部長：この件については時間をいただき十分に検討をしたい。

2款1項13目 交通安全対策費

○村尾委員：交通指導員配置事業について、指導員報酬のほかに15名の費用弁償があると説明を受けたが、どういった場合に費用弁償が支払われるのか。

●安全安心課長：研修の出張の際の費用弁償である。

○村尾委員：研修は 28 名のうち 15 名しか参加しなかったのか。

●安全安心課長：15 名で一人当たり 2,200 円の支出をしている。

2 款 1 項 14 目 自治振興費

○松本委員：自治振興事業について、自治会については旧町ごとに研修を行っている。10 年経ってしままだ一体となった研修会を行っていないのは、少し遅いのではないかと思うので、できれば下野市の自治会長の集まりをもって。各地区というのは取り払ったほうがいいのではないか。検討していただきたい。

●市民協働推進課長：3 支部の統合に関しては連合会、役員と協議をしており、一番のネックが支部会費に差があり南河内支部が 5,000 円、石橋支部、国分寺支部は 3,000 円ということで、これを最初に統合、同額にしないことには先に進めないということで、今年度から支部の会費は 3,000 円ということで統一ができた。また、3 支部の規約に微妙な差というものがあつたので、支部の規約も今年度から全て統一させていただいた。下野市は 149 の自治会しかないもので、それを一本化できるよう協議させていただいており、少しずつではあるが前進させていきたいと考えている。

○松本委員：自身も 2 年間自治会長を経験して、研修等でも南河内地区であったが、59 自治会のうち 5、6 人しか参加者がいなかったりと参加者が少ない。そういった中で自治会長を受けてくれる人が少なくなってくるといったこともある。そのようなことも考慮に入れながら、下野市の自治会としてのあり方についてお願いしたいと思う。

●市民協働推進課長：なるべく早い時期に統合という形にもっていききたいが、各自治会ごとで規約等を定めているという事情もあり、先ほどいわれたように任期が 1 年、2 年で新たな人に改選になってしまうということがあるので、そういったものも含めた上でなるべく早い統合に向けて努力したいと思う。

○村尾委員：コミュニティセンター運営事業の中にコミュニティ推進協議会運営費補助とある。協議会を設置したいときにはどういった手続き、手順を踏めばよいのか。

●市民協働推進課長：ある程度複数の自治会が集まっていただく、一般的には小学校区単位と言われているわけですが、協議会をつくるときは皆さんの総意が

必要なので、その総意が得られた段階で相談いただければ、手続き方法等に関しては順序を踏んで、共につくっていきたいと考えている。まずは複数の自治会が集まるのが可能なかどうかというところで、まず協議いただくか、もしくは私共にご相談いただきたいと考えている。今回、薬師寺コミュニティ推進協議会をつくらせていただいた。本来、協議会というものは、市民の皆様から上がってくるほうが一番いい形であるが、ことらのケースではセンターが先にできてしまい逆の形になった。各自治会に出向いてコミュニティ推進協議会について説明をさせていただいて順序を追って協議会の設立に至っており、まず複数の自治会がやりたいということで集まっていたるのであればそこに同意というものが得られているということで、その後は規約をつくったり、予算をどうするかとかという協議をするだけで進められるので、その時にはこちらにご一報いただければと思う。

○村尾委員：やはり下から盛り上がってできるのが一番いいと思うのだが、コミュニティセンターという名称の建物がなくても推進協議会は設置できるのか。

●市民協働推進課長：本来であればコミュニティセンターという活動拠点があればよろしいのかと思うが、それに代わるものがあればそれでもよいのではないか。協議会はあくまでも団体なので、そこがどこを活動拠点にするかということは、一つの重要なポイントにはなろうかと思う。建物を建てることも難しいと思うので、まずは団体をつくるのであればまずその拠点として、地域の公民館でもお借りいただければ団体を立ち上げるということは可能ではないかと思う。

○村尾委員：具体的に相談を受けたのは石橋地区の方で元々自治会が連合会みたいな感じですね、下古山ですけれど。たぶん相談に来ているかもしれないが、コミュニティセンターではないけれども公民館があるといていた。建物があるのであればある意味設立はしやすいのではと思ったのだが、要するにこちらに相談に行けばコミュニティ推進協議会としての設立は可能だということか。

●市民協働推進課長：下古山は三つに分かれており、華蔵寺の北側にひとつの建物があり、確かそこで今も広報誌なんかを配付するときにはその3つの自治会がそこに集まって一緒にやっているなので、つくりやすいのではないかなというふうには思う。

○村尾委員：今のは区画整理で文教となっているところで・・・

●市民協働推進課長：通古山でしょうか。通古山からは相談を受けている。説明に伺うという話はさせていただいているが、その後の要請がない状況である。

○村尾委員：前向きによろしくお願ひしたい。もう一つ、本事業の中に国分寺地区盆踊り補助があるが、以前これは国分寺地区の三つのコミュニティが合同で実施するから補助が出るのだと。エコライフまつりは一つの推進協議会が運営をしているから補助金の対象にならないとの説明をうけたが、今でも国分寺地区の盆踊りは三つのコミュニティ推進協議会が合同で実施しているのか。

●市民協働推進課長：3地区でやっていたものが、2地区になってしまった。補助金を出しているので、3地区でどうしてもやってほしいので、その後も呼びかけている。来年は3地区でまた開催できるようになるのではないかと思います。

○村尾委員：確かに3地区ということになると国分寺地区全域が参加するということになるのかと思うが、南河内地区では今グリーントウン地区でのお祭りしかないが、旧町地区全体でやっていないからといって補助対象にならないのは何か不公平感を抱いてしまう。そこについてはどう考えるか。石橋地区おみこし広場の補助の条件というのはよく分からないが、地区ごとに対応がばらばらのような感じがする。

●市民協働推進課長：その件について不都合を感じていたので、国分寺地区に関しては3地区の復活をずっと続けてきた。石橋地区に関しては4つのコミュニティ推進協議会が合同で開催しており、石橋も元は4地区が一つのコミュニティ推進協議会で、その中に文化部会とスポーツ部会というものがあった。その活動に25万円出ていた。その半分ずつを文化部とスポーツ部で分配し、スポーツ部がおみこし広場をやっていたということで、定額の補助になっている。

○村尾委員：伺いたかったのは、なぜグリーントウンのコミュニティ推進協議会でのエコライフまつりが補助対象にならないのかということある。

●市民協働推進課長：エコまつりが補助対象とならなかった経緯を把握していないというのが現状であり、お答えができないことは誠に申し訳ないが、エコまつりというのは商工会でやっていたお祭りであったと聞いている。その商工会でやっていたお祭りがなくなるとは困るということでグリーントウン地区でやったというように、聞いているだけだったものですから、その時がどうなって

いたのかというのがわからないところである。

○村尾委員：まあ、分からないならしょうがないかな。

○松本委員：発端はグリーントウンが。

○村尾委員：昔の情報ですけれども、私の記憶によれば旧南河内の商工会が確かの補助を受けて地域でのエコライフまつりということで地元の自治会と共同でやり始めたというのが発端だと思うのですが、その補助金がなくなったら段階で徐々に商工会も手を引いてしまって。それで自治医大駅周辺の商店街の方々の協力を得て今も継続しているのだと思う。だから補助金がなしでということである。ただほかにあの地区でのお祭りがないので、グリーントウンばかりではなく、もしかしたら薬師寺の辺りの方もいらしているのかもしれないですけれども。貴重なお祭りの一つではあると思う。

○松本委員：各地区ごとに、バランスが一つも 10 年たっても取れていないと私も感じている。その辺のところも、やはりせめてエコライフまつりに補助金はあってしかるべき。どうしてもであれば仁良川と薬師寺コミセンも誘って大々的なお祭りにしましょう。補助金をもらって。できたら、エコライフしかないので補助金は出すべきと思う。石橋は二つも出ているし国分寺は盆踊りで出ている。

●総合政策部長：エコライフまつりも含め三つのお祭りの経緯、また補助金に該当するかどうか。これについては今のところ一定の法則みたいなものができていないということなので、今後その辺を精査して。できれば一つのまちで、しもつけフェスティバルのようなものあればいいのですが。伝統のあるお祭りなのでその辺も勘案しながら明確な制度の下に運営できるような方向で持っていきたいと思っている。

○松本委員：市民活動支援事業について、仁良川地区のコミセンもお囃子の復活ということでこの事業に選んでいただいた。今回、ステップアップということで事業の継続ができたわけだが、太鼓や笛などの諸々の備品の修理、張り替え等が多いので、2万円しか使ってはいけないという縛りがどうしてもきつい。各団体で事業が違うと思うので、その辺のところを緩やかなものに、くくりはできないのか。

●市民協働推進課長：確かに備品とその修繕に関しては上限 2 万円という縛りが

あり、確かに事業を推進していくのに備品が主になるという事業はあろうかと思う。これもスタートして5年くらい経ち、見直しの時期に来ていると思う。備品の縛りというのがきついというようなことを言っている事業もあるので、柔軟な対応が取れるよう検証させていただき、より多くの団体が参加していただけるように整備していきたいと思う。

○松本委員：せっかく素晴らしい事業が10周年記念事業の一環として出来、団体として子供たちにも末代までお囃子が受け継がれるように取り組んでいるわけなので。備品の修理に使えないことはかなり厳しい。ちなみに仁良川のコミセンは指定管理料が38万円なので、本当に一生懸命、コミセンを使ってもらって収益でなんとか運営しているので、ぜひとも修繕費等は2万円ではなくてもうちょっと使えるように検討してもらえればと思う。

○大島委員：防犯対策事業の中に幼児対象誘拐防止巡回指導負担金があるが、巡回指導の内容と対象となった幼児数を伺う。

●安全安心課長：公益法人栃木県防犯協会が実施している。誘拐防止の資料配布等を行っており、27年度については市内の幼稚園、保育所の7か所、602名を対象として実施した。

○大島委員：街頭防犯カメラ設置費用補助金について、画像データの市、警察との共有化は要件の中にあるのか。

●安全安心課長：犯罪等で警察等の要請等があった場合に協力するようにお願いしている。

○村尾委員：先ほどの市民活動支援事業については、5年経過したので少しは柔軟性を持たせるように検討していくという話だったが、かつて自分の団体で補助をいただいたが、この補助を受けるということは、それなりの自己資金を持たないとできない。例えばイベントで収益事業に取り組めるのであれば可能性はあるのだが、そうではなく啓発や教育など地道な活動をするグループはなかなか自己資金を獲得するということが難しい団体もあろうかと思う。そうした団体は5年終わったらどうやって継続すればいいのか、という悩みに陥ると思う。この事業の目的はどういったところにあるのか。にぎやかに何かイベントが多発すればいい、という感じなのか。それとも地道に長い活動をしていこうという市民を鼓舞するものなのか。

●市民協働推進課長：村尾委員のいわれた後段のほうになるろうかと思う。長い活動をやはりしていただきたいというところで。でも、確かにいわれるとおりに資金がどうしてもないと。まちづくりを進める上でこういったイベントごとをやる時にどうしても補助金だけでは、というのは私も懸念している一つである。決算書などを見ると、補助金が大半を占めていて、自己資金が少ないという団体もある。5年経過後どうなってしまうのかという懸念はある。5年間のうちにある程度自分たちの中で自己資金を確保して、活動を続けてほしい。5年で止まってしまう事業を採択していいのかどうかというところについて悩むところでもある。実際には細く長くというのが一番良いのですが、その間で何とか独立してやっていけるような事業展開に持っていけないものかなど。中には難しい事業もあろうかと思うが、果たしてそのままでいいのかというような疑問は私も持っているので、その辺のところはこれからの下野市というもののまちづくりを含めた上でのイベントとか、考えていくことはやはりどこかで見直しをかけていかなければならないのかなというふうには考えている。しかし現段階ではまだ、もうちょっと中身を精査させていただいた上で改正等々もしていかなければならないのかなというふうには考えている。

○村尾委員：検討の必要性があるとのこととでちょっと安心したが、この市民活動支援事業と、既に補助金を定期的にいただいている団体があるが、そのあり方との関連性がないと既得で対象となっている団体がずっといただき続ける。新たなところはなかなか根ざせないでいるという、そういう矛盾を感じてしまうので、補助のあり方は全体的に見直していただきたいと思う。

○村尾委員：庁舎建設事業に関して、建設の設計をするにあたり、関係者、利用者の意見は聞かれたのか。設計に反映されているのか。

●総務人事課長：平成23年に市民ワークショップ、平成24年には中学生ワークショップを開催し、みなさんから意見を聞いているが、表示の位置などの細かい部分のご意見はいただいていた。

○村尾委員：直しの要望が出てきたところは、対応できる体制になっているか。

●総務人事課長：現在市庁舎利用者アンケートを取っており、それに応じて改善改修を進めていきたい。

2 款 1 項 15 目 消費者行政費

○磯辺副委員長：放射性物質検査機器の返却について、打ち切りの理由と実績を伺う。

●安全安心課長：消費者の身近な食についての放射能物質の測定ということで導入したが、当初は利用者もいたが、その後はほとんどいなくなり、学校給食だけの測定になってしまった。本来の目的ではなくなってしまったので、国に返すことになった。実績については、毎月 2 回、給食センターからの食材の持ち込みがあった。年間 22 回の検査を行った。

4 款 1 項 1 目 保健衛生総務費

○村尾委員：水道事業会計負担金は何の部分に対する負担金か伺う。

●総合政策課長：県からの権限移譲事務であり、水道法、県の小規模水道条例に基づく届け出事務等について、県からの事務委託金を、一般会計から水道企業会計に繰り出している。

9 款 1 項 3 目 消防施設費

○村尾委員：総合防災施設改修事業の屋外拡声器改修工事は計画的に進めるのか。

●安全安心課長：昨年度は 1 か所、今年度は 2 か所を計画している。

○村尾委員：災害時特設公衆電話設備工事は、指定避難所すべてに公衆電話の設備をしたということか。

●安全安心課長：石橋小、古山小、細谷小の体育館に設置した。28 年度は薬師寺コミュニティセンター、石橋高校、上三川高校を計画している。

○村尾委員：年次計画ですべての避難所に設置されるのか。

●安全安心課長：避難所は 40 数か所あるため、精査して整備していきたい。

12 款 1 項 1 目 市債元金償還費

○村尾委員：繰上償還の利率とどの事業のために借り入れたものか。

●財政課長：平成 13 年から 21 年に起こした臨時財政対策債になる利率は、低いもので 0.66%、高いもので 1.389%であった。

総括質疑

2 款 2 項 1 目 税務総務費

○村尾委員：償還金が発生した理由を伺う。

●税務課長：個人住民税については修正申告により所得の校正があった場合に、連動して住民税も修正となる。法人市民税については、中間申告の際に多く申告をしている業者は、確定により還付が発生する。固定資産等では、建物の滅失登記がなされていなかった場合などがある。

○村尾委員：決算書ができた後に、出納閉鎖期の間までに基金の額の出入りがあった場合には、かっこ書きされるのか。

●会計管理者：基金残高については、3 月 31 日までの残高で乗っている。実際には、5 月の出納整理期間までに積みばよいことになっているので、4 月から 5 月に積んだものについては、備考欄に記載し、みなさんにお知らせできるものと思っている。

実質収支に関する調書

○磯辺副委員長：実質収支比率が高くなっている理由を伺う。実質公債費比率は、大変良い成績になっているが、県内でどのくらいの位置にあるか。健全化判断比率及び資金不足比率の状況のハイフン部の資料を後日、提供願いたい。

●財政課長：庁舎建設事業で支出が極端に増えているため影響しているものと考ええる。実質交際費率県内 14 市で 7 位。昨年同様である。消費税交付金の増額もあり好転しているが、順位は変わらない。

○石田委員長：後で提出願う。

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

－ 第2号 －

○会議日時 平成28年9月9日(金) 午前9時30分～午後0時32分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況（出席＝○ 欠席＝×）					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	石田陽一	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	出口芳伸	委員	○	大島昌弘
〃	○	松本賢一	〃	○	村尾光子
			出席6人 欠席0人		

説明のため出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
総合政策部長	長 勲	総務部長	山中庄一
市民生活部長	布袋田 実	会計管理者	若林早苗
総合政策課長	星野 登	市民協働推進課長	上野和憲
総務人事課長	清水光則	財政課長	梅山孝之
契約検査課長	伊沢幸男	税務課長	手塚 均
安全安心課長	篠崎安史	市民課長	所 光子
環境課長	山中利明	行政委員会事務局長	黒川 弘

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	谷田貝明夫

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 5名

1. 再 開

2. あいさつ 委員長

3. 議 題

発言の申し出

●財政課長：昨日磯辺副委員長より質問のあった財政力指数の実質収支比率の増加要因についての説明の際に、庁舎建設による支出総額の増との答弁をしたが、実質収支比率は標準財政規模に対する実質収支額の割合となるため、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、収入歳出差引額から翌年度に繰越す財源を差し引いた額となる。従って、繰越金が増えたことが増加の要因となる。お手元に配布の資料は、健全化判断比率の県内順位の一覧表になる。資料は各市町間で紹介による確認をしたものであり正式な公表資料ではないため、参考資料として取り扱いをお願いする。

○磯辺副委員長：実質収支と実質収支比率の説明を求めたわけではなく、実質収支が大きくなったので、実質収支比率が大きくなるのは当たり前のわけであるが、11.5 はここに示されている標準の範囲を超えているのうかがった。新庁舎建設事業の影響が大きいと答えられたが、理由はそのままよろしいのか。今回は標準をはみ出しているの何っている。

●財政課長：地方消費税交付金と交付税、最終予算額よりも収入が増えたということが要因である。

●安全安心課長：昨日村尾委員より質問のあった福島県からの避難者の支援については、2011年6月にあじさい会が発足され、独自に活動を始められた。市は、あじさい会の会報や福島県からの広報物等の郵送、市行事への案内等を実施している。

○村尾委員：世帯数及び人数は。

●安全安心課長：49世帯、避難者数は119名である。

認定第2号 平成27年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

[歳入]

質疑・意見

○村尾委員：収入未済額は前年より減っているとのことだが、件数を伺う。収納率76.3%は、現年度と滞納を分けて考えるとそれぞれ何パーセントくらいか。

●税務課長：1,275件。26年度は1,345件で減少している。現年度分は92.4%、滞納繰越分は26.7%であった。

○村尾委員：滞納世帯に対して交付している資格証明書、短期被保険者証の状況を伺う。加入世帯に対する交付件数の割合を合わせて伺う。

●市民課長：10月1日の保険者証の更新時期に、前年度の3期以前の納付がされていない世帯に、納税相談、納付の勧奨をして、納付ができた段階で一般証の交付となる。また、税務課で納税相談ののち納税制約をした場合には、1か月、3か月、6か月の短期証の発行になる。納付が3回以上滞った場合は、一旦10割負担の資格者証を交付し、納付を促している。数年前より18歳未満、特定疾患の登録がある方について、特定疾患の方には1年の一般証、18歳未満の方には半年ずつの一般証を発行している。件数は後程お示ししたい。

[歳出]

○村尾委員：財産に関する調書では高額療養費資金貸付基金について、増減がないが、実際の利用状況を伺う。

●市民課長：数年前には一人の実績があった。27年度より限度額の枠が3段階から5段階に拡大された。また、保険料を納めている場合には、限度額認定証を提示することにより、限度額までしか払わなくてよい証明書が出るようになったので、現在はない。しかしながら高額貸し付けについては、現年度分の滞納があっても過年度分に滞納がなければ貸し付けができる規定である為、制度を残しておかないと使える方が狭まれてしまうため残している。

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

認定第3号 平成27年度下野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・意見なし

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

認定第4号 平成27年度下野市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について【所管関係部分】

質疑・意見なし

採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決す。

議案第58号 平成28年度下野市一般会計補正予算(第2号)【所管関係部分】

質疑・意見

[歳入]

11款1項1目 地方交付税

○村尾委員：普通交付税の額が決まったということで、3億6,200万増額になるが、段階的に減っていく時期に入っているのに、増となるのはどういうことが要因と思われるか。

●財政課長：あくまで今回の増額分は当初予算に対してであるので、当初予算は例年27億で取っていたものを、確定で普通交付税が30億6,000万円に増えたということで、当初低く抑えていたという部分が多いかと思う。

22款1項1目1節 臨時財政対策債

○村尾委員：臨時財政対策債の発行限度額が減額になったが、発行限度額はいくらになるか。

●財政課長：今回7,000万円を減額したが、実際の発行可能額は9億3414万6000円になる。

[歳出]

2款1項4目 財政管理費

○村尾委員： 一般質問に出て、説明は一応聞いた気がするが、ふるさと納税の記念品と申し込みフォーム導入の説明をもう一度お願いしたい。

●財政課長： まず記念品については、報償費として今回30万の増額を入れている。1人当たり送料込みで3,000円程度のもので100人分を計上させていただいた。委託料については、ヤフーからの申し込みを行うということで、その申込フォーム導入の作成委託として32万4000円になる。それと使用料であるが、申し込み時に32万4000円かかるが、その後毎月1,500円プラス消費税、12月から開始を予定しており、3月まで4か月分、これが6,480円、それとシステムの使用料として、別に寄付額の1パーセントがかかるので、この分1万円を計上したものである。

○村尾委員： その際に、市のホームページからすぐにこのコーナーに行けるような、ホームページ自体の構成を変えることも含まれているのか。

●総務部長： 今回、ホームページの最初の入口がわかりにくいという質問があり、早急に解決したいという答弁をさせていただいたと思うが、これは総合政策部門のホームページを所管しているところとよく連携を取り、年度内に改修するという動きでいるが、それをできるだけ前倒しでやってもらい、トップ画面の目を引きやすい場所に配置して、そこから入ればヤフーのふるさと納税のサイトに行けるように、そこからまた納税を簡便にできるようにという、改修をしていきたいと思う。

2款1項11目 情報管理費

○村尾委員： 国民年金システム改修と、後期高齢者医療システム医療システム改修の分が、全額減額になっている理由を伺いたい。

●総合政策課長： 厚生労働省から、国民年金事務と後期高齢者事務の2システムは他の行政機関との情報連携を行わない、補助金がゼロという連絡があったためである。

○磯辺副委員長： 社会保障・税番号システム整備事業の委託料について、全額減

額されている理由について情報連携が行われなくなったとのことであるが、これは情報連携が1年延びたとかそういうことではないのか。これから情報連携はずっとしないということか。

●総合政策課長：今般、補助金の内示額修正の連絡があり減額した。県の情報ではほかにも補助金の内示額修正があると聞いているので、見極めながら補正の必要が生じた場合は、適切に対応させていただく。

○磯辺副委員長：厚労省が何を言ってくるかわからない。なぜそう言ってくるのだろうということが知りたい。

●総合政策課長：県を通じて国の動向を見極め適切な対応をさせていただきたい。

○磯辺副委員長：なぜなくなったのかが途中で分かったら教えてほしい。

○出口委員：社会保障・税番号システム整備事業の委託料について、システムに不具合があり個人番号カードの交付に支障があったというような話を聞いたのだが、本市への影響はあるか。

●市民課長：マイナンバー関係を交付発行するシステムを開発した業者に対して、国などで不具合があったと。それについての損害賠償の新聞報道だと思うが、地方自治体に関してはその部分の関係してこない。

2款1項14目 自治振興費

○出口委員：塚原議員からの一般質問で、特殊詐欺撃退機器の質問があったが、安全安心課所管の質問として今回の補正に絡めて質問してよろしいか。(はいの声あり)

特殊詐欺撃退機器の購入について、詳細は決まっていないとは思いますが、数量的におよそどの程度を想定されているのか。

●安全安心課長：下野警察署では、管内に10機配備されているということである。新聞等でもご存知かとは思いますが、宇都宮市では約1,000台導入して、300台くらいの貸し出しがあるということである。実際にどのくらい導入するかというのは今後の検討であるが、警察とよく協議して台数については今後検討していく。

○出口委員：宇都宮市では既に導入済みということで、先進事例があって参考になると思うが、この機器に関してどういう形で広報していくのか、特に高齢者

に対して。公平に広く周知させるように広報紙などの方法をとるのか、消費生活センター等に相談があった時にその方に貸すような限定的な仕方をするのか。

- 安全安心課長： 特殊詐欺被害は高齢者の方が多いということで、私どもが今考えているのは、第一には一人世帯の高齢者を考えている。その次は、高齢者だけの世帯と、やはりそういう順で整備の方は進めていきたいと思うが、一人世帯でも何千人とおられるので、その中でどのように貸し出しをしていくかというのは、民生委員・児童委員の方などと相談をしながら進めていきたいと思っている。
- 出口委員： 課長の答弁にあったように、市の優先順位の発想はよろしいかと思う。なぜかという、広く広報して希望者順ということになると、漏れた方が逆に今まで以上に狙われやすくなるという、矛盾というか問題点が生じるので、そこは配慮していただきたいということである。
- 村尾委員： 防犯対策事業における街頭防犯カメラ設置費補助金の増額については、それだけ希望が多いということか。また、希望している団体は。
- 安全安心課長： 5月末までに8件で約160万円の申請があった。その後も問い合わせがあり、年度末までにはかなりの申請が見込まれるため、今回5件分の追加をした。申請団体については、ほとんど事業所である。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費

- 村尾委員： 個人番号カード関連事務の委任に係る交付金の交付先はどこになるのか。
- 市民課長： 地方公共団体情報システム機構というところに委託する。国から交付の要請があった。

4款1項1目 保健衛生総務費

- 村尾委員： 地域総合整備資金貸付事業については、石橋総合病院への貸付事業であるが、償還計画について伺う。
- 総合政策課長： 償還期間は15年で、元金均等半年賦償還となる。
- 村尾委員： 来年度から償還が始まるのか。
- 総合政策課長： 平成29年度から始まる。

12 款 1 項 1 目 元金

○村尾委員：市債元金償還について、今回 8 億 5 千万円と高額を繰り上げ償還することは大変結構なことであると思うが、今回繰り上げで返せるものはどのくらいで何の事業のものなのか。これだけ早く任意で返済すると健全化判断比率はどういうふうに変わってくるのか。

●財政課長：今回の繰り上げ償還は臨時財政対策債及び合併特例債となる。利率については一番低いもので 0.84%、高いもので 1.69%になる。繰り上げ償還による今後の財政比率については、繰り上げ償還しても今後も返済していくとみなして算入される。利息分について削減できたということで、交付税に対して減額になるとかはない。同じように今後も返していくとして計算に算入される。合併特例債の対象事業は石橋小学校及び古山小学校の大規模改修や別処山公園の整備事業等である。

○村尾委員：地方交付税に影響はないとのことだが、将来負担比率などは変わるのではないかと。健全化判断比率で。

●財政課長：基準財政需要額の算入額については変わらないが、地方債の現在高等は変わるので、逆に良くなってくるのかなと思う。

●総務部長：実際の借入額は減っているが、基準財政需要額としては借りている状態として見ていただけるので、全部の指標が良い状態に持っていけるとなる。

○磯辺副委員長：市債元金償還金について、民間で繰り上げ償還をするときには手数料が取られるが、これに手数料は含まれているのか。

●財政課長：手数料等はない。あくまでも元金の償還である。

○磯辺副委員長：自治体と銀行の繰り上げ償還はなぜ手数料が取られないのか。

●財政課長：契約の約款の中で規定している。

○磯辺副委員長：そうするとお金の余裕ができた時にはいつでも返せると。交渉をしているということだが、なんの交渉をしているのか。

●財政課長：これを繰上償還したいということで、市の財政運営の状況等を説明して協力をいただき、了承を得た上で予算措置をしている。

●総務部長：簡単に償還できるということではなく、経営状況等を説明しながら、また、銀行とどれだけ良い関係にあるかという部分もある。この償還をする前

にどのようなものを借り入れしているとか、残高の状態等を含めながら交渉していく。繰上償還する場合には約款を結んだものについて、返済金額の割り増しが無いという状態で、今回は返せるものを返すということである。

○磯辺副委員長：約款の中に入れていたというのはちょっと驚いた。それでよく貸してくれたと思うが。

●総務部長：庁舎建設など大規模に借り入れをするものがあつた場合など、交換条件ではないがそのようなやりとりを今回できたということである。

○磯辺副委員長：自治体は大きな顧客なので、バランスを取っているだろうと思うけれども。約款に書いていない借入れもあるのか。

●総務部長：縁故債には常に約款が必要なので、その中で利率が決まったりする。すべてに手数料がなく返済ができるのか確認はしていないが、借り入れをする場合には入札の形を取っていたが、複数の金融機関で今は競争という形で、オープンな状態でやっていただき、できるだけ低率で借りながらも早めに返せるものは返していくと。有効に財政を運営しなければならないという立場もあるので、銀行と良好な関係を担保しつつ対等な関係でやっていく。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[市民課長から発言の申し出]

●市民課長：先ほど村尾議員から質問のあつた短期資格者証の状況について説明する。毎月納付状況を確認しており、日、月ごとに若干違ってきてしまうのだが、一番新しい28年7月の状況では、短期の1か月が145世帯、3か月が55世帯、資格者の世帯が175世帯、確認が取れずに保留しているものが13件程度である。本市においては目的税ということもあり、なるべく納付をお願いする形で短期証の発行についてはやむを得ないという形で行っているわけだが、相談者の病状などを鑑みて、相談をしながら保険証を発行し納付及び病気からの回復に努めていきたいと考えている。

○村尾委員：加入世帯に対する割合は。

●市民課長：後刻資料を提出させていただく。

議案第 59 号 平成 28 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

質疑・意見

[歳入]

10 款 2 項 1 目 基金繰入金

○大島委員：補正をしているが、今後の基金のあり方について伺う。

●市民課長：今回の補正は繰越等が多くなったので基金に積み立てをする形を取った。今回の 9 月の補正では昨年 9 % 以上上がりました給付について、今年度の動向を見ながら 12 月、3 月補正をさせていただきたいと考えている。その部分で基金の額が若干下がってくるという状況になってくると思う。これからの基金については、県の広域化のほうもいろいろな話があり、今の段階では基金についてはこれから自治体が行う保健事業といった部分に特色を出すために使っていただく。それから、災害などで収入とかに不足が生じて納付金が足りないとか、そういったときに基金を活用していただきたいと。よって基金についてはある程度の金額を保持していただきたいというのが県の指導になっている状況になっている。本市においても健全な財政、交付金を入れながら基金については極力残す方向で、現在実施している特定健診の無料化等、そういった部分で続けていく資金にしたい、と考えている。

[歳出]

1 款 1 項 1 目 一般管理費

○村尾委員：国民健康保険制度改正に伴うシステム改修業務について、業務の委託先は。

●市民課長：TKC を予定している。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第 60 号 平成 28 年度下野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第 68 号 下野市空家等対策協議会設置条例の制定について

質疑・意見

○出口委員：空家等対策の推進に関する特別措置法では、市町村の責務として空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする、という義務規定がある。今回の協議会設置のみでこの辺りがうまくできるのか、例えば空家等対策計画の策定なしにこの体制で対応できるのか。台風を初めとする災害の際の緊急時に、緊急措置などの規定がないので一条例がないので一危険を知らせる看板やバリケードの設置とか、防御ネットの設置とか、倒れそうな樹木の補強など一これは所有者の許可なく勝手にやってしまう。場合によっては倒れそうなブロック塀を壊してしまう一民法上緊急避難として合法的にできるんですけど、宇都宮市などは市長がそれをできると。緊急事態として。それは別に違法じゃないと。ただ民法上できるし本市もそういう規定はないけれども市長が命令を下して、かなり勇気がいりますよ。計画もなく条例もなくて。その辺の緊急時の備えについてどう考えているのか。対応するのか、計画や条例を検討していくのか。

●安全安心課長：民法上緊急的ということであれば、例えば消防などで現場に行った場合に緊急的にやることもおそらく考えられるとは思う。条例を制定するかどうか、協議会の中でも議論になると思う。協議会の中で検討をさせていただきたい。

○出口委員：この条例に所掌事務があるが、計画を策定することはさすがにないですね。これは市の仕事なので。その辺はどうなのか。条例まで行かなくても指針みたいなものを策定する考えはあるか。

●安全安心課長：法律では空家対策等の計画を定めることができるとある。空家対策については非常に横断的に関連している。税法上の問題や建築の問題、私

どもだけでは解決できない問題があり、空家等対策の調整会議を部内に設けている。その中で今後どのように進めていくか。利活用として空家バンク等も考えられるので横断的な面で協議をし、全体として空家対策には取り組んでいく。

○出口委員：市町村の責務がうたわれているので、適切に対処されることを望む。

○村尾委員：現在の空家件数はどのくらいと把握しているのか。そのうち協議会が特定空家を判断するようだが、特定空家に該当しそうな家屋はどのくらいあるのかを伺う。

●安全安心課長：25年度の国の土地統計調査では、本市の空家は3,880戸となっている。空家といってもこれは賃貸住宅とか売却後の住宅とかを含めたもので、不動産屋が押さえた物件もある。それら全体を含めて3,880戸である。私共は26年度に自治会長に協力いただいて調査した結果、適正に管理されているものが206戸ということであった。廃屋等も含めた管理不全は158戸で、特定空家に該当するかどうか、国が示しているガイドラインがあるが、判断については市町村に委ねられているので、当方としては158戸が該当になると思われる、これについて調査を行うことを考えている。

○村尾委員：たぶんこの158戸が協議会で協議される対象と理解したが、市内各地に点在されているわけですね。そこで第4条第2項では自治会役員代表としてこの協議会のメンバーに入ってくるわけだが、空家の存在状況を考えるとその地域の自治会役員というわけにはいかなくなるのではないかなと思うのだが、任期2年の中でどこにあるか分からない空家らしいものに対して意見をいうことができるのか、自治会役員として。特措法には地域住民が入ると書いてあるようだが、地域住民といった場合には住環境が近い人だと思う。ただここで自治会役員というとそこで選ばれた役員の方が全然把握しきれない、離れた地域の空家について協議した時に適切な意見が言えるのであろうか、というふう考えたのだが、その点はどのように考えているのか。

●安全安心課長：特定空家については、専門業者の調査により写真や状況を一家の傾き具合や管理の状態など—そういったものを詳細に調査をしたデータを出して、そのほかにも建築士や宅建取引業者もいるので、総合的に判断していただくということである。なぜ自治会、民生委員が入るかという、特定空家の特定だけではなく、今後の空家対策について総体的に意見をいただくというこ

とで入っていただくことが重要だと考えている。

○村尾委員：総体的にというと自治会役員の方はどういう選出をされるのか。自治会長連合会の役員さんからお願いするとか。人数的に8人以内という構成の中で自治会役員が何人入るのか。

●安全安心課長：連合会とかそういう団体からの選出ということで各1名をお願いしたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第69号 下野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
質疑・意見

○村尾委員：規則はできているのか。

●環境課長：規則のたたき台としては現在作成中である。

○村尾委員：再生利用等が可能なものは規則で定めるとあるのだが、どれを定めるのか。定める内容を伺いたい。

●環境課長：規則の資源物ということで特定するものとして一番目としてびん・缶、二番目として紙パック、三番目として新聞紙・広告紙、四番目として段ボール、五番目として雑誌及び書籍、六番目として包装紙その他の紙、七番目として布類、八番目としてペットボトル、九番目としてプラスチック製容器包装、十番目としてその他市長が指定するものということで資源物として規則で定める予定である。

○村尾委員：集団回収しているものについてはこの条例の対象にはならないのか。

●●環境課長：集団回収については規定していないが、一般家庭で出されているごみと同じような業者が集団回収にも及ぶケースがあるかと思うので、一般収集のごみのほうで罰則規定をしていければなくなるのかなというところで今のところは考えている。

○村尾委員：市が収集運搬業務を委託している業者が集団回収も収集するとすれば対象になって、そうではない業者に収集をお願いするときにはクエスチョンマークということか。

- 環境課長：今回の改正においては、資源回収については含めていないようになってきている。一般家庭から出されるごみについての罰則規定としている。
- 村尾委員：そうすると、結局は回収場所が同じでも市が回収すると決めている曜日以外に資源物を出されて、それが集団的にやっている場合には対象外だということか。
- 環境課長：あくまでもごみステーションに出されるものについては該当されると考えている。しかし、ごみステーションではないところに出されたものについてはこの条例からは及ばないというふうにはなるかと思うので、なるべくステーションに排出していただければ、この条例が及ぶということで進めていければなどは考えている。
- 村尾委員：例えば土日に集団回収としてステーションを利用して排出されたものはこの条例で保護されるというふうに理解してよろしいか。
- 環境課長：ごみステーションに出されたものについては市の管理下に置かれるということで解釈しているので、ごみステーションを利用してそちらに置いていたものについてはうちのほうでこの条例改正に基づいて粛々と進めていきたいと考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

発言の申し出

- 市民課長：先ほどの村尾委員の世帯数の世帯に対する割合について、資格短期証合わせて保留世帯を含めると、375に保留世帯13世帯で388世帯で、約5%という割合になる。
- 村尾委員：それは加入世帯に対する割合が5%ということによろしいか。滞納世帯で言うと、千何百だったと思うが。
- 市民課長：税務課と確認し、後で資料を提出させていただく。

【特記すべき事項】

- 松本委員： 高齢者のデマンドバスについてお願いしたい。高齢者にやさしい交通手段として、ぜひとも増便なり、高齢者の足に不便をかけないようお願いしたい。
- 村尾委員： 正副委員長にお任せしたいが、忘れないようにしていただきたいところを2つ申し上げる。1つは、市民活動補助事業の在り方と、団体補助制度のあり方を、もうちょっと地道な公益活動をしている方々が意欲をもって継続できるように制度設計をしていただきたいという趣旨のことを入れていただきたい。2つ目は質疑でも言いましたが、コミュニティ推進協議会ごとに行っているお祭りへの補助のあり方を公平となるように、できるだけ多くの方が参加できるような形も合わせて、補助のあり方を再考していただきたい。
- 磯辺副委員長： コミュニティ推進協議会主催のお祭り事業などへの補助金ということか。
- 村尾委員： 必ずしも主催ということではないと思うが。おみこし広場というのは、コミュニティ推進協議会か。事業としてはコミュニティ推進費だったか。
- 磯辺副委員長： 自治会がいくつか集まって、という例もある。コミュニティ推進協議会でなくても。
- 村尾委員： おみこし広場というのは。
- 市民協働推進課長： コミュニティである。石橋の4地区コミュニティ推進協議会がやっているということである。
- 磯辺副委員長： では、コミュニティ推進協議会への行事に対する補助金、行事というか、事業に対する補助金か。
- 村尾委員： 事業名65番のコミュニティセンター運営事業の中に、盆踊りとかおみこし広場の補助金がある。
- 磯辺副委員長： 運営費の補助は問題はないですね。事業に対する補助を公平にということか。
- 村尾委員： 趣旨はそういうことなので、表現はお任せする。
- 石田委員長： 例えば、コミュニティ推進協議会運営費補助ということで、グリーンタウンあたりに250万も出ている。
- 磯辺副委員長： これは宝くじ助成だと思う。

- 石田委員長：宝くじ助成だけでも、ほかの地区にはいってないというものがある。仁良川コミュニティも250万。
- 磯辺副委員長：申請している、申請していないというものがあるのか。
- 村尾委員：今年は薬師寺コミュニティである。
- 磯辺副委員長：250万というのは宝くじ助成ではなかったか。
- 市民協働推進課長：その250万円に関しては宝くじの補助金で、協議会に備品等の購入ができるということになっている。採択を受けるかどうかは別として、申請を出させていただいている。ここ数年は下野市で出している2団体が採択されている。備品であるので、ある程度の償却期間を置いて申請を出させていただいている。大体5年おきくらいで、市内の協議会を順番で申請させていただいているというのが現状である。
- 松本委員：今、村尾委員からあった、お祭りの補助金。これは、国分寺は3つ、石橋は4つのコミセンでやっているから補助金を出しているという説明があったと思うが、グリーンタウンのエコライフまつりは、南河内としては一大お祭りとしてなっているような気がする。それに平等性をもって補助金をつけてもらえればいいのかと私も思っているので、特記していただきたい。
- 村尾委員：現実的にはお囃子のところでは、石橋や薬師寺のお囃子の方にご協力いただきながらやっているということなので、グリーンタウンコミュニティ推進協議会だけではできていないと思う。そういうことを考えれば、多地域に渡っているのではないかと思っている。
- 出口委員：特記事項とは言え、総務常任委員会として決定するものなので、特定の地域の補助金の要望のようなものを書き込むというのはどうかなと。全員が同意すれば問題ないが。昨日の答弁で総合政策部長が答えたように、公平公正で明確な基準を作ると言っているわけであるので、そっちの方を書いていた方がよい。
- 磯辺副委員長：どこに出すというのではなく、公平なルールと、それからコミュニティを育てるということを課長も言っていたので、消えそうになっているコミュニティに何か援助して、なんとかまた3つまとまってやってもらいたいという希望があって、それに働きかけているというところも大切なところかなと思う。不公平だと思わないようなルールを作っていただければ良いと思う。

○石田委員長：担当課でも、理屈があるからここにはいくら、ここにはいくらとやっているのだとは思いますが、どこでももっともらいたいというのが事実である。市も基金ばかり積まないで、市民にも還元してほしいという人もいる。補助をくれるにしても、5年間補助をもらって6年目にはやらなくなるような団体に補助するのはもったいない。ある程度組織立って、前にも言ったと思うが、商工会のような組織はなくなるので、そういうものを助けてあげないと。グリーントウンの組織もあれだけ大きくなってきているのだから、ある程度考えてやるべきなのかもしれないが、それは行政の判断ということになると思うので。なるべく公平性をもって、誰かに聞かれても答えられるようにしておかなくてはならないのだから。それはまた相談してみよう。

○磯辺副委員長：デマンドバスであるが、答えを増便というところに持つていくのではなくて、高齢者にやさしいバスなのだから、乗れない人を出すのではなくて工夫してくれ、という表現ではどうか。

○松本委員：やはり時間帯で混む時間帯というのがあると思う。そういう時間帯を増便する。これはあって然るべきと思う。最初は乗れない人はタクシーでも送りますよという約束でやって、今になってそういうことはできないと。優しくない受け答えが、市民にとっては何だという話になってしまうので、我々はきちんとそういうものに対して審議をして、そういう時間帯があるならば、増便はしてほしい。

○石田委員長：昨日の松本委員の質問であるが、5人くらいしか乗っていないのに、もういっぱいだと言われたことがあるということだが、実態の把握というものもわからない。みんなはお任せしているわけだから、タイムレコーダーがあって何人乗っているというのが全部把握できるならそういうこともないだろうが、委託されている方もなるべく走らない方がお金も効率が良いのだから。ただ、昨日も言ったが、タクシーを出してでも対応するという話もあったのだから、ある程度そこまでやっても良いのかなど。国からの補助金も申請しているのだし、その他にも。だから、やればもう少し便を増やすことも可能なかもしれないが。ほとんど寝ているのが多いから、山の日陰で。

○磯辺副委員長：混む時間帯への対応と接客。優しい態度で接していただくことと、混む時間帯への何か工夫を考えてもらいたいということで大丈夫か。

- 松本委員： だから極端に増便ができなければ、1回帰ってきたら、乗り残しを、次の便があるとか、11時もあるとかそういうことではなくて。あまりにもなんだと。市民にやさしいデマンドバスが、9時にお願いしたら、「10時もあります。」「11時だってあります。」という言い方は、窓口の対応もかなり悪くなってきているのかと思う。そのへんも行政としっかり監督しないと、ちょっと変わってきているのかなと。
- 石田委員長： 行くときは何時に来てくれということだからそんなに待つことはないが、帰りの便の苦情が多い。
- 磯辺副委員長： 様々な問題があるのではないか。
- 安全安心課長： すでにみなさんご存知のこととは思いますが、デマンドバスは1時間に1便ということである。10人乗りのバスであるが、9人まで乗ることができる。その中で、昨日もお話ししたが、次の時間、8時に送って、9時の便に次の予約者を乗せるということである。最高で9人乗れるが、9人が同じ場所であれば可能である。ただ、バラバラであると、迎えに行き送り届ける、それを次の時間帯に合わせるということだと、その距離によって、3人、5人の場合もあるし、8人の場合もある。ということで、そういうデマンドバスの制度だということをご理解いただきたい。当初計画した時に、市内交通会議の中でも議論してきたが、デマンドバスは1時間に1便ということになった。しかし、当初は利用者の拡大ということもあり、余裕があれば他の地区からバスを回し対応した時もあったが、今は利用者も増えており、他の地区からバスを回すということができなくなってきた。事業者にも今後もそういう体制ができるかどうか、空いていれば可能だとは思いますが、そのへんも協議させていただいて、前向きに検討していきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。
- 石田委員長： なかなか満点というわけにはいかない。
- 松本委員： 時間に着かなくてはならないから、遠回りした場合には3人しか乗せられない可能性もあるわけで。そういったことで、5人しか利用者がいなくても断られたよ、ということはそういうことだとは思いますが、理解はできるが、それではやっぱりデマンドの機能を果たせていないわけである。今まではふれあい号やきらら号が走っていた時は、停留所で行っていただければ何人でも乗れたわけだから、せっかくドア・トゥ・ドアでデマンドになって利用価値が減ったの

では、デマンドにした意味が欠落してしまうので、もうちょっと利用価値がある運行をしていただきたいと。

○磯辺副委員長： ある特定の曜日、特定の行き先で、とても混んでしまうとか、そういう現象がないとも言えない。そこだけに対応するというような方法もある。厳密に調べれば、何曜日にここへ行く人が多いというのがわかると思うので、そこだけに対応するという方法もある。毎日毎日、全体を増便しなくても。単に増便というと、毎日ということになってしまうので。

○松本委員： そういう増便は希望していない。そういう把握はできているだろうから。

○磯辺副委員長： 分析していただいて、そういう風に対応していってもらうような文章にしたら良いのではと思うが。毎日を増便する必要はないから。みなさん、それでよろしいか。あとは優しくしていただくということで。

○石田委員長： そういうことで、正副で調整させていただく。

—暫時休憩— 執行部退席

陳情第1号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情

○大島委員： 飲料水、食物の生産に川の恩恵を受けており、川の日があっても良いと考える。祝日が世界で一番多い日本の状況を考えると、日にちを指定するのは、市議会レベルではなく国レベルで考えていただきたいと思う。

○村尾委員： 前回同様賛成である。祝日として定めるのは、大島委員の意見同様、国で定めていただきたい。

—採決—

全員賛成により採択とすべきものに決定した。

陳情第2号 市指定ごみ袋の導入に関する陳情

- 村尾委員：かつて一般質問で提案があったことに今行政が応えているわけだが、現在半透明か透明のビニール袋であればよろしいという規定になっているので、それで十分だと思う。指定にする場合、実際に袋を買って出されている方はよろしいかもしれないが、あるものを活用して出されている人は、余計にゴミを増やすことになると思う。また、指定は、側面有料化につながるのではとの思いがあるので、いずれはその検討をする時期が来るだろうとの行政の話もあったが、その段階で考えればよいのであって、今は小山広域の中の小山市でも宇都宮市においてもまだ指定していないということなので、現状のままでよいと思う。陳情者の趣旨に賛成する。
- 松本委員：現状ではわざわざ指定ごみ袋にする必要はないと思う。家に袋がたくさんある場合には、その袋はごみになってしまう。小山市と一緒にごみ行政もやっている所以小山と同じでよいのではないか。
- 磯辺副委員長：市がこの一般質問を受けて少しずつ準備していることを伺い、また、国からの有料化を図るべきとの指針があることを伺ったが、国の指針はあくまでも有料化を言っているのであって、指定袋を言っているのではないので、袋を指定すると有料化するのとすごく混同しやすいので、指定をするのはどうしても有料化を避けられないことになった時点で十分なので、今は、指定するための積極的な理由が見つからない。市は準備を始めているというが、指定ごみ袋導入の目的も5つくらいあげていたが、指定にする理由としては弱いので、今のままでよいと思う。
- 大島委員：焼却炉の技術の進歩により、可燃物が多くないと焼却炉内で有害な物質が発生してしまうという状況からすると、ある程度可燃の袋が入っていないと、ダイオキシン等も発生する懸念があるとされていて、焼却場では、様々なものを別に投入して温度を上げているような状況もある。それらを考慮するともう少し継続して審査し、市民理解と焼却炉を高温で燃やすと灰の量も減りますので、話し合っていきたいと考えている。
- 出口委員：たぶんこの陳情者と私が一番近い立場にあるのではないかと。私は小さい子2人を育てており、ごみも減らせないし家計についても余裕があるわ

けでもなく、この陳情の趣旨はよく理解する。しかし、今、市のほうでは研究中で、将来ごみの減量化が必要であったり、財政に問題が出てくるとかは十分想定できる。今回の陳情では研究をやめろとしかとれない、でも、十分意味は理解するというところで、もう少しいろいろな状況を考える時間がほしいので継続審査としたい。

- 磯辺副委員長：有料化しないのに指定するのは理解しにくいと思う。
- 松本委員：ごみの場合のいろいろな問題を鑑みると、採択まではどうかと思うので、もう少し結論を伸ばしていただいて、もう少し勉強させていただきたい。
- 村尾委員：先ほどの継続意見の中に、採択することによって行政が研究をやめるという趣旨の話があったが、そうではないと思う。ごみの処理費の有料化は将来的に考えなさいと環境省から言われているわけであって、それに向けて行政は着実といつやるかの時期について考えていくことだと思う。指定袋はその時に導入すればよいと思うので、その研究をやめろということではなく、今の段階、ここで問われているのは指定することの意味である。それは今の段階では必要ないと思う。継続することで何を検討するのか。
- 石田委員長：いまここで、下野市が先頭に立って有料化の話をするわけではないので。陳情をだされるのであるから、市民の思いは大ごとであると思う。前回の一般質問の答弁では、市は指定化を研究検討していくとのことなので、もう少し話し合いを進めてとの意見が出ているわけだが。
- 村尾委員：継続審査になった場合は、どこで話し合いを進めていくのか。行政と意見交換をしていくということか。
- 石田委員長：皆さん内容的には理解されていると思うが、市が準備段階でいることに関してももう少し煮詰めて話をしなければと思う。
- 村尾委員：一般質問の提案に応じて、行政が進めようというところで、準備に入っているのに、陳情が出たからそれを採択して、市の言ったことに待てよと抑えてしまうのはどうかという配慮が働いているということか。
- 石田委員長：本人は導入をすぐにもやめてほしいということだと思う。有料化はまだ先でいいと、指定袋もその時でよいのではとの方向に意見がまとめられれば、その時でも良いのかなとも思う。
- 磯辺副委員長：環境を整えてから採択するということか。

—採決—

継続審査とすべきもの 3

賛成多数により、継続審査とすべきものに決定した。